

「後期高齢者医療制度」の通称を「長寿医療制度」にすることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年四月三日

牧山ひろえ

参議院議長 江田 五月 殿



「後期高齢者医療制度」の通称を「長寿医療制度」にすることに關する質問主意書

七十五歳以上を対象とする「後期高齢者医療制度」が四月一日から始まり、千三百万人の国民が国保などから新制度に移行したが、同日、福田総理が閣議で、舛添厚生労働大臣に対して、「後期高齢者医療制度」の通称を「長寿医療制度」とするように指示した。

そこで、「長寿医療制度」に關して質問する。

一 「後期高齢者医療制度」の施行に先立つて、認知度を上げるための周知広報費用をいくらかけたか。三月の政府広報は二億五千万円との報道があるが、関係団体への補助等を含め、ポスター作成費用など周知広報費用のすべてを、具体的に示されたい。

二 「後期高齢者医療制度」の名称はどの程度普及していると考えているのか。また、この名称は今後使用しないのか。今後も使用するのであれば「長寿医療制度」とどのような使い分けを行うのか。具体的基準を含め、政府の認識を示されたい。

三 「長寿医療制度」の通称を普及させるためにどのような周知広報を行うつもりか。また、「後期高齢者医療制度」の通称を「長寿医療制度」とすることに伴う費用はいくらかかると試算しているか、関係団体

への補助等を含め、今後想定されるポスター作成費用、雑誌広告掲載費用、新聞掲載費用など、周知広報費用のすべてを具体的に示されたい。

四 「長寿医療制度」の認知度を上げるための費用は、どの費目から捻出し、どのように手当するのか具体的に示されたい。

右質問する。